

(予告) 中小企業賃上げ緊急一時支援事業

福島県雇用労政課 (024-521-7289)

対象

内容：1,018円以下で雇用していた**労働者**（雇用保険被保険者に限る）**一人につき3万円**を、**企業等に今回に限り助成**。

要件：①令和7年9月5日（答申日）～令和8年1月1日に

時給を**1,018円以下から1,033円**（改正後の最低賃金）以上に引き上げていること。



※最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

※申請後1年間は雇用を継続する見込みであること。

②県内に事業所を有する中小企業等。個人事業主、医療・介護・農林水産業、公益法人、協同組合等も含む

申請方法等

▶運営：

特設の事務局が、受付から問い合わせ対応、支給まで行う。

スケジュール：

2月広報開始。**2月下旬から受付開始**、5月31日まで受付。

※予定人数(32,000人)に達し次第終了



申請方法：

電子申請のみ。賃上げ前後の賃金台帳等を添付して申請

中小企業基本法に基づく中小企業者、その他の法人や個人事業主で、県内に事業所を有する事業者を対象としています。

・株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法人」という。）は、主たる事業として営む業種に応じて、下表の資本金等又は常時使用する従業員の数（※1）のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれにも該当しなければ対象外です。

・会社法人以外の法人（※2）及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数に該当すれば対象となり、該当しなければ対象外とします。

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※1 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や2か月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。

※2 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合 等